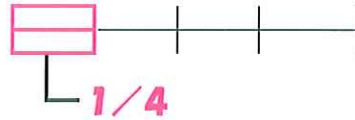


扶養義務等に係る金銭債権を請求する場合の特例

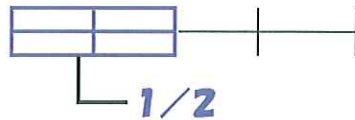
・差押え禁止債権の範囲→ $1/2$ に縮小（民執法152条3項）

ex. 元夫に対し、①慰謝料(一般債権)②養育費(扶養義務特例)を認めた債務名義があり、未払により債権差押（給与）をする場合

→①慰謝料は一般債権なので差し押さえられるのは $1/4$



→②養育費は特例に係る債権なので差し押さえられるのは $1/2$



・・・すると、債権者1人で一つの債務名義に基づいて債権執行をしているにもかかわらず競合状態となってしまう！！



→第三債務者としては、当然、競合状態のA= $1/4$ については義務供託（民執法156条2項）をせざるを得ない。

→一方、B= $1/4$ については競合ではないので第三債務者において①権利供託（民執法156条1項）②債権者に支払う事ができる（取立ができる）。

※取立は可能であるが・・・実務上では第三債務者に義務供託及び権利供託(つまり全額供託)をしてもらう方が手間がない！！(東京地裁管内は全てこの方式に統一されている)

なぜなら・・・

1 取立をした債権者としては

取立届を、〇月分の給料からの取立か、を正確に届出る必要がある（場合によっては、充当関係も含め届出る必要も）・・・そうでなければ、競合部分の特例に係る債権の残余が不明確であり、裁判所は配当の計算をすることができない。

2 第三債務者としては

差押え金額はいくらか、供託すべき金額がいくらかを計算しなければならない。例えば、手取額が40万0006円（ $1/2=200,003$ 円、 $1/4=100,001.5$ 円）の場合、権利供託（または取立）の金額と義務供託の金額がいくらなのか、頭を悩ますことになる。また、権利供託もするにしても、供託書は2種類作成すべきなのかも悩むところです。

3 裁判所としては

特例に係る債権の場合、毎月債権者に給付されるようにするのが法の趣旨（要請）であるので、毎月配当を行なうように手続きを進めている。しかしながら、取立届が正確でないと配当ができない。

また、第三債務者（事件当事者ではない、文字通り第三者）に上記のような負担をかけるのは、負担が大きすぎないか、という懸念もある。

差押えられた金額全額を供託してもらえれば、配当手続きを円滑に毎月行うことができる。

ということで、

①第三債務者の負担を軽くする

②取立届を出さなくて済む(充当関係の把握を裁判所に任せられる)

③裁判所としても債権の管理がしやすい(毎月配当でき、充当関係も把握できる)

等の理由で、第三債務者に全額供託してもらう方が良い。

→ちなみに、第三債務者が供託する際に、義務供託・権利供託それぞれ供託書を作成する必要なく、供託の根拠条文の欄に「民事執行法第156条第1項、2項」と記載すれば足りる。